

## 株式の分割に係る基準日設定公告

2026年3月13日

株主各位

大阪府中央区南船場二丁目12番12号  
新家工業株式会社  
代表取締役社長 市川 圭司

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、2026年4月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式総数を16,000,000株から32,000,000株に変更いたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届けご住所にお送り申し上げます。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
  - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号  
電話 0120-094-777 (通話料無料)